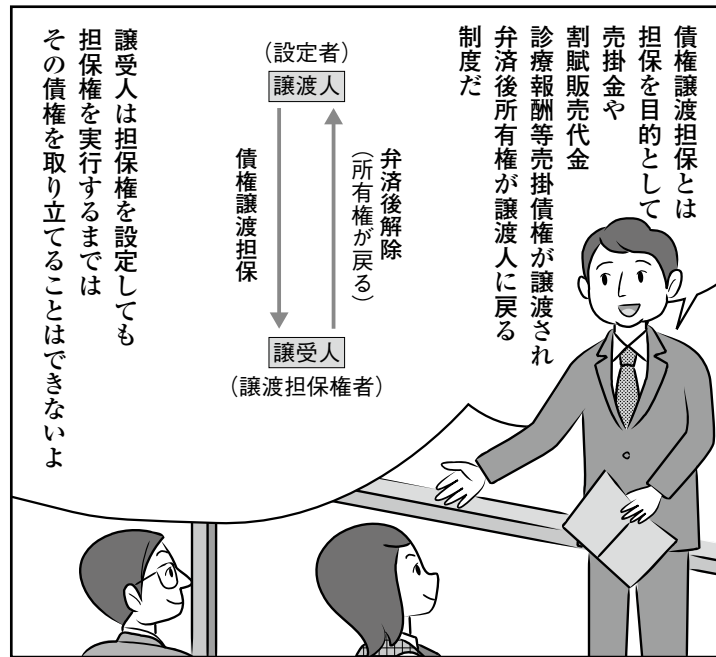
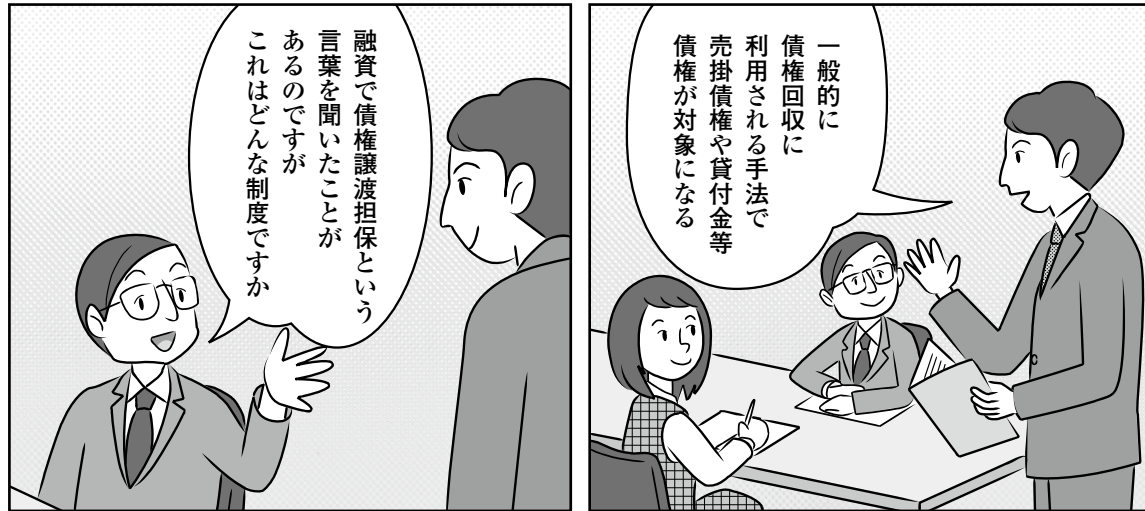


# 債権法改正で債権譲渡担保融資はこう変わる!

ここでは、債権譲渡の改正や、債権譲渡担保融資の実務の変更点などを解説します。

監修・執筆：渡邊雅之 (三宅法律事務所) 弁護士



**解説** そもそも債権譲渡とは、売主や貸し手等債権者が売掛債権や貸付金債権等債権を債権の内容を変えずに第三者(譲受人)に移転することを行います。一般に、債権回収の手法として用いられます。

**売掛債権を担保にする**  
債権譲渡担保とは、債権者(貸し手)が債務者(借り手)の所有する債権(売掛金債権や割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権等売掛債権)を担保にかける目的で、債務者から当該債権の譲渡を受ける制度です。

金融機関が取引先に融資する場合にこの制度を利用することがあり、取引先が保有している債権を担保にして融資(ABL)を実行します。債権譲渡担保はあくまでも担保目的にすぎないため、債権を譲渡された金融機関は担保権を設定しても、担保権を実行するまではその債権を取立てできません。

この債権譲渡担保は、債権法改正の影響を受けます。

## Q1 債権譲渡とは何? 改正は債権譲渡担保にも影響するの?

**A** 債権譲渡とは、売主等債権者が売掛債権等債権を第三者に移転することです。担保を目的に債権を譲渡する債権譲渡担保は、今回の法改正の影響を受けます。

